

公布された規則のあらまし

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則（規則第 15 号）

- 1 狂犬病予防技術員の指定を受けようとする者が提出する書類から、戸籍抄本を削除することとした。（第 2 条及び様式第 1 号関係）
- 2 評価人について、3 名を超えて任命し、又は委嘱することができることとした。（第 3 条関係）
- 3 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則（規則第 16 号）

- 1 神埼地区消防事務組合の解散に伴い、その公平委員会の事務の受託に伴う佐賀県知事の権限に属する事務の佐賀県人事委員会への委任を廃止することとした。
- 2 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。